

問26 出願人である会社が倒産しました。どのような手続が必要でしょうか？（四法共通）

答： 「会社が倒産した」場合には、その理由として、(1)破産手続開始の決定がなされた、(2)更生手続開始の決定がなされた、(3)清算が開始された、等が考えられますが、それぞれの理由により手続が相違しますのでご注意ください（以下、理由ごとに回答します。）。

(1) 破産手続開始の決定がなされたとき

① 破産者が引き続き出願人として手続を行う場合

破産手続開始の決定がなされても、破産法人は法人として存続することになりますが、破産手続開始の決定がなされると破産管財人が選出され、破産財団に属する財産の管理処分権限は破産管財人に専属することになり、破産法第46条において準用する同法第44条1項の規定により、特許出願に関する手続は中断し、同法第44条2項の規定により、破産管財人による受継申立ての手続が必要になります。なお、手続が中断した場合には委任による代理人の代理権は消滅するため、従前の代理人が受継申立ての手続を代理するときは、破産管財人の代理権を証明する書面を添付しなければなりません。

受継申立書（特許法施行規則様式第16）の様式見本

【書類名】	受継申立書	
（【提出日】	令和 年 月 日）	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【事件の表示】		
【出願番号】		
【受継申立人】		
【識別番号】		
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
【代表者】		
【代理人】		
【識別番号】		
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
【申立の内容】		
【提出物件の目録】		
【物件名】	手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面	1
【物件名】	代理権を証明する書面	1

(注意)

- 1 破産手続開始の決定の場合には【受継申立人】の欄には、破産者の識別番号、住所又は居所及び氏名又は名称を記載し、【代表者】の欄に「破産管財人 ○○○○」と記載し、更生手続開始の決定の場合には「更生管財人 ○○○○」と記載します。
- 2 手続を受継する者の権限及び資格を証明する書面は、破産管財人が受継の申立てをするときには「破産管財人であることを証明する書面」のように新追行者の権限又は資格を証明する書面とします。

② 破産者が特許を受ける権利を譲渡する場合

破産者が特許を受ける権利を譲渡する場合には、受継申立ての手続を行うことなく、出願人名義変更届を提出してください。その際に権利の承継を証明する書面は、破産財団の財産の管理処分権限を有する破産管財人が作成した譲渡証書に、破産管財人であることを証明する書面（破産手続開始の決定を行った裁判所の裁判所書記官による証明書又は破産手続開始の決定及び破産管財人の登記のある登記事項証明書）及び印鑑証明書（破産手続開始の決定を行った裁判所の裁判所書記官による証明書が破産管財人の印鑑証明を兼ねている場合はその証明書又は登記官が作成するもの）を添付してください。特許を受ける権利の処分に関する裁判所の許可書は不要です。

(2) 更生手続開始の決定があったとき

① 更生会社が引き続き出願人として手続を行う場合

更生手続開始の決定がなされても、更生会社は、法人として引き続き存続することになります。更生手続開始の決定がなされると管財人が選出され、更生会社の財産の管理処分権限は管財人に専属することになり、会社更生法第53条において準用する同法第52条1項の規定により、特許出願に関する手続は中断し、同法第52条2項の規定により、更生管財人による受継申立ての手続が必要になります。なお、手続が中断した場合には委任による代理人の代理権は消滅するため、従前の代理人が受継申立ての手続を代理するときは、更生管財人の代理権を証明する書面を添付しなければなりません。

② 更生会社が特許を受ける権利を譲渡する場合

更生会社が特許を受ける権利を譲渡する場合には、受継申立ての手続を行うことなく、出願人名義変更届を提出してください。その際に権利の承継を証明する書面は、更生会社の財産の管理処分権限を有する更生管財人が作成した譲渡証書に、更生管財人であることを証明する書面（更生手続開始の決定を行った裁判所の裁判所書記官による証明書又は更生手続開始の決定及び管財人の登記のある登記事項証明書）及び印鑑証明書（更生手続開始の決定を行った裁判所の裁判所書記官による証明書が更生管財人の印鑑証明を兼ねている場合はその証明書又は登記官が作成するもの）を添付してください。特許を受ける権利の処分に関する裁判所の許可書は不要です。

(3) 清算が開始されたとき

① 法人がそのまま出願人として手続を行う場合

法人が会社の解散を決定したときは、会社の清算を行うこととなりますが、清算が終了するまでは法人はそのまま存続することとなります。その場合には清算人又は清算人会が設置され、会社の代表権限は清算人又は代表清算人に移ることとなります。したがって、清算人又は代表清算人を代表者として手続を行ってください。その場合に、清算人又は代表清算人であることを証明する書面は特に求めていません。

② 法人が特許を受ける権利を譲渡する場合

通常の法人が特許を受ける権利を譲渡する場合と同じです。出願人名義変更届に代表権限を持つ清算人又は代表清算人の印がある譲渡証書及び印鑑証明書を添付して手続を行ってください。